

【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 21 号

2011 年 6 月

審議は進む、相違点は残る (Progress continues, divergence remains)

イントロダクション

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、4 月に一旦議論を中止しこれまでの議論の進捗状況の棚卸を行うと共に、さらに新しい会計基準の作業を 2011 年 6 月末以降も継続するという発表を行った後、合同審議を再開した。

いくつかの合同会議が開催され、保険ワーキンググループ会議 (IWG) も 5 月 16 日に開催された。いくつかの重要な項目が様々な合同会議で議論され、暫定的決定がなされたが、そのうちのいくつかは審議会に残念な意見の不一致をもたらした。具体的には、短期契約、会計上のミスマッチ、アンバンドリング、残余/複合マージンおよび購入した再保険契約の会計処理については両審議会に議論の不一致がある。

このニュースレターは、4 月 27 日、5 月 4 日、11 日-12 日、17 日-18 日および 31 日に開催された IASB と FASB の合同会議および同時に 5 月 16 日に開催された IWG もカバーしている。

この期間において最も重大な事実は、保険ポートフォリオから生じる期待キャッシュ・フローの不確実性に関する会計処理について、両審議会が不幸にも合意に到らなかったことである。

5 月 17 日-18 日開催の合同会議においては、保険契約負債を期待キャッシュ・フローに明示的なリスク・マージンを加えたベースで測定するのか、またはリスクおよび繰延利益の両要素を含んだ単一の複合マージンをベースに測定するのかについて、広範な議論が行われた。公開草案 (ED) は前者、すなわち明示的なリスク調整を提案していた。対照的に、FASB のディスカッション・ペーパーは複合マージンを提案していた。スタッフが両アプローチについて広範な分析を行った後、両審議会は詳細な説明を十分理解した上で議決を求められた。不幸にも、各々の見解は一致しなかった。IASB は、リスク調整の性質と目的がより良く説明されるように、ED の文言を改善するようスタッフに要請した。

このニュースレターの残りの部分では、個々の会議を順番に追っていくのではなく、これらの会議で議論された主要論点についての我々の見解を示している。我々は、最終の IFRS の基準書の開発およびそれを保険ビジネスに適用する際に重大なインパクトを与える

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

我々が考えている決定事項や論点に焦点を当てている。

(注) Deloitte は、個々の IASB の会議の直後に update を下記 IAS plus のサイトで公表している。<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

リスクと利益の会計処理－マージンに関する意見の相違 (Accounting for risk and profit – divergence on margins) (5月17日～18日)

昨年3月からの両審議会のモデルの性質についての意見の相違の解決を試みた、マージン（リスク調整と残余マージン対複合マージン）に関する合同会議の議論は、5月17日と18日の2回のセッションに及んだ。

5月17日の議論の大部分で焦点が当てられたのは、両審議会がこの論点に取り組んできたこれまでの数ヶ月に及ぶ作業を要約した2つのアジェンダ・ペーパー（リスク調整に関する3Aと複合マージンに関する3F）である。

リスク調整

審議会の理事は、「リスク調整モデル」と「複合マージン・モデル」の主たる相違の1つがマージンの目的であると述べた。「リスク調整モデル」では、マージンはキャッシュ・フローの可変性を測定する。一方「複合マージン・モデル」における全体のマージンは、保険金ニーズを充足すると言う継続的サービスが実際に履行されるまで認識されるべきではない利益を繰り延べることを意味している。本会計基準の開発にとって最も重要な目的の選択が、引き続き両審議会の主要タスクとして残されている。

両審議会から明らかに視点の異なる見解が示され、2つの目的を如何に評価するか分析が、それらの議論を特徴付けるように2日間にわたって繰り返された。さらにスタッフは、2つのアプローチそれぞれに対する支持について、それぞれの支持者が明らかに地理的に分割されている点を指摘した。この点は、大きくは各地域における現行の実務であるか、又は新たに生じる実務であるかに基づいている。一部の理事は、新基準は現状維持ではなく、現行実務を改善すべきであり、また最終決定を推し進める際には、現行実務の維持あるいは特定の法域でどの程度の教育が必要とされるかについての評価よりも、概念的な正確性と実務への適用可能性に基づくべきである、と述べた。

リスク調整アプローチに混入する余地のある主観性の程度に対して一部の理事が反対したものの、他の理事は、主観性の程度が開示されれば、企業の負債のリスクの程度について

の意味のある情報が提供されることを指摘した。特段新しい開示の提案はなかったものの、金融商品の公正価値のレベル 3 に関連する主観性および開示への参照と、IAS 第 37 号における開示が話題に上った。

最後に、ある理事が 2 つのモデルの再測定に関する相違について、「複合マージン・モデル」では再測定が行われないことで、リスクの展開（変化）が隠されてしまうこと、その結果リスク調整モデル「リスク調整モデル」よりも透明性に欠けるものになってしまうことに言及した。

複合マージン

アジェンダ・ペーパー 3E・3F・3G への言及はあったものの、スタッフによる説明の大部分は、複合マージンの実現に関するアジェンダ・ペーパー 3F を中心に展開した。既に述べたように、スタッフは、「複合マージン・モデル」の開発について説明し、このモデルの使用に関する賛否双方の意見を説明したアジェンダ・ペーパーを紹介した。

これまでで提起された「リスク調整モデル」に関するいくつかの論点が再度提起された。特に、「複合マージン・モデル」の透明性についての懸念と、負債測定に焦点を当てるのではなく収益認識アプローチと比較している「複合マージン・モデル」では負債測定の目的を本当に満たすのかどうかという点である。

理事はまた、どちらのモデルが導入、測定および適用の上で「よりシンプル」であるか、また、そのシンプルさは透明性があって意思決定に有用な情報をもたらすかどうかという点について喧々諤々の議論を行った。

結局のところ、これまでと比べて目新しい議論はほとんどなかった。これらの議論は、理事の間に以下のようなコンセンサスをもたらした。すなわち、（表示の問題を別にすれば）2 つのモデルの結果は概ね似通っており、重要な差異が残るのは、おそらくはごくわずかな領域または状況のみであろうというコンセンサスである。

コンバージェンスの達成を目指して、両審議会はスタッフに対して、翌日の議論のためにいくつかの例示を作成するよう指示した。新しいアジェンダ・ペーパーは夜通しで作成され、これらの例示はアジェンダ・ペーパー 3K として 5 月 18 日に両審議会に提供された。

モデルの比較

IASB のスタッフは、FASB のスタッフが複合マージン・モデルについて FASB が提案した「複合マージン・モデル」の目的に沿っていないように見えることを理由に例示の測定に

使用されたモデルに反対していることを述べた。IASB のスタッフはそれと同時に両審議会がマージンの目的、すなわち「不確実性についてリスク調整を通じて会計処理する IASB のアプローチ」と、「複合マージンを通じて利益を繰り延べ事後的に配分する FASB のアプローチ」のいずれかを採用するかについて合意しない限り、この論点が解決することはないだろうと主張した。

提示された例示についての議論と理解、および過去の議論で生じた主張の再検討に非常に多くの時間が割かれた。

非常に激しい討論の最後に、マージンの目的に関する両審議会の間の本格的な見解の相違は引き続き残されたようであった。すなわち IASB の主張では、リスク調整は負債キャッシュ・フローの不確実性の測定を意味するものであり、一方、FASB の主張では、不確実性は確率加重平均のキャッシュ・フローに既に織り込まれている。

IASB は、以下の 2 つの契約はどちらも確率加重平均値は £ 50 であるが、根本的に異なるリスク・プロファイルを有すると主張した。

- ・ 50% の確率で £ 100 を失い、50% の確率で何も失わない契約
- ・ 100% の確率で £ 50 を失う契約

しかしながら IASB は、その変動性の測定値を認識・開示する会計モデルの目的適合性と信頼性について、FASB を説き伏せることができなかった。

最終的に、両審議会の議長は、(たとえ暫定であっても) 意思決定が必要であることを示し、議決を求めた。IASB は明示的なリスク調整を維持する案に多くの票が集まり (反対は 2 名のみ)、FASB は複合マージンに多くの票が集まった (5 名賛成)。理事はこの結果に不満の意を示し、単一の基準が開発されることを望む意見が表明された。この論点については、今後の会議 (例: 残余マージンについて ED で提案された会計処理の最終化) により、両審議会の意見がどの程度異なるのかをより正確に把握した後、再検討することが提案された。

デロイトの見解

コメントレーターの中で、デロイトは「リスク調整モデル」に対する支持を表明している。なぜなら、この情報を財務諸表に示すことで、保険契約ポートフォリオの経済性を、より目的適合的かつ忠実に表現することができるからである。

このアプローチに対する我々の支持は、ビルディング・ブロックで使用されるすべての変数の変化について残余マージンを将来に向けて再校正することを求める会計モデルを維持したことと同じ考え方に基づくものである。有効契約から受け取る保険料に内包されている利益が、将来の保険金等の支払いに影響する要因の変動に応じて調整されることは、保

険契約ポートフォリオの組成と管理の経済性において固有のものである。この内包された利益は、発行されたすべての契約の残余マージンによって示され、他の変数に対する再較正によって収益化される。ここでいう再較正には、時の経過か他の合理的な基準により計算された残余マージンの規則的な解放を含む。

このような会計処理のアプローチは、両審議会が合意するための基礎を提示することができる。我々はこのアプローチを、保険者の履行活動を忠実に表現するような会計上の利益を生むアプローチとして、引き続き提案する。

デロイトの見解は、更に、保険契約ポートフォリオのオープンな（入れ替わりのある）性質や同じ保険グループの中の異なる法的事業体の中で達成しうる分散効果に対応できる原則を含むように、ポートフォリオの定義を強化する提案を含んでいた。これらの重要な論点について両審議会はまだ議論していない。

短期契約の測定に関する意見の不一致

(Disagreement on the measurement of short-term contracts) (4月27日)

両審議会は、短期契約の取扱いを対象とする一連の提案について幅広く議論した。更なる明確化のための作業が必要な領域が多少残ったものの、いくつかの点については決定に至った。この領域では、進展が多少阻害されているものの、マージンに関する不一致とは違って、この領域における意見の不一致が実務への適用にそれほど深刻な影響を与えることはないであろうと我々は見ている。

適格性規準

EDでは、短期契約の定義は2つの規準に基づいている。すなわち、第1に、カバー期間（保険者が保険金支払いのために待機している期間）の長さが1年以下かどうかの判定、第2に、契約がキャッシュ・フローを大きく変動させる性質を含んでいないかどうかの判定である。保険事故発生前の間、EDは、すべての短期契約について修正アプローチを使用して会計処理することを要求している。カバー期間を超えると、短期契約から生じた支払備金は、主たるモデルであるビルディング・ブロックを使用して会計処理される。

スタッフは、適格性規準の1点目について、原則主義的ではなく明確な線引きをもたらすように見えるため、多くのコメントレターで特に批判的であったと述べた。このコメントに対処するため、スタッフは以下のような適格性規準を提案した。

- 契約が重要な財務的要素を含まないこと。つまり、
 - 保険料の受取りとカバーの提供との間の時間が重要でないこと。
 - 契約者が保険料をカバー期間の開始時に全額支払ったとしても、請求される保険

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

料の総額が実質的に異なること。

- 契約が、組込デリバティブをアンバンドリングした後で、キャッシュ・フローの変動性に大きく影響する組込オプションや他のデリバティブを含まないこと（この規準は実質的に ED で提案されているのと同じである）。

収益認識プロジェクトの最近の決定事項を使用して、スタッフは、カバー期間が 1 年以下である場合には重要な財務的要素を持つものとはみなさないという記述を含めることも提案した。これは、原則主義的な規準の実務適用のための単なるガイダンスとして、ED の 1 つ目の規準を実質的に維持するものである。

大半の IASB 理事は、想定していたよりも多くの契約に対して修正アプローチを適用可能にするように見えるため、「重要な財務的要素」の規準に困惑していた。合同審議の議論は、両審議会が未経過保険料方式を基に修正アプローチの保持を意図しているという声明以外の提案について暫定的決定をなされるようには見えなかった。一方で、両審議会がこの論点に決着をつける際に対処しなければならない多くの相違が強調されているようであった。

1 モデルか 2 モデルか？

議論の大半は、短期契約にかかる責任準備金についての修正アプローチを概念的にどのように説明するかという点に関するものであった。両審議会は、修正アプローチが単一モデルの中の一つの簡便法であるのか、または新しい別個のモデルであるのかという点について合意していない。

議論の状況から、FASB は、「修正アプローチ」を「ビルディング・ブロック・アプローチ」の簡便法ではなく別個のモデルとみなすことを望んでいることが明らかになった。これは、ED で提案された見解からは逸脱するが、保険事故発生前の短期契約の測定に関する議論を行ううえで、実質的な影響はほとんどないと思われる。

IASB の見解は、一定の条件が満たされれば実質的に同じ情報をもたらすことになる修正アプローチと共に、ED と変わりなく単一の測定モデルを保持することである。

両審議会は、これらの規準を識別することに焦点を当てて検討を進めるようスタッフに指示した。

保険事故発生前債務の割引

適格性規準が満たされれば、未経過保険料負債を割引かないというスタッフ提案について議論が続けられた。適格性規準について議論の一致をみていないため、この論点に関する

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

議論を今回の会議で進めることは困難であった。

一部の IASB 理事は、新しい基準は高インフレが存在する市場でも適用されるので、12 ヶ月を超える契約を割り引かないアプローチを認めることは注意深く検討されなければならないと述べた。彼らは、更に、このコメントを考慮して「重要な財務的要素」規準の利点を再評価することが、この論点を前に進めることにつながると述べた。

新契約費の取扱い

収益認識プロジェクトにおいて、両審議会は、増分コストを回収するのに十分な収益を生み出す可能性が高い契約について生じるである場合には、その増分コストを資産として会計処理することを、最近決定した。保険プロジェクトにおいてこのアプローチは、増分新契約費を保険負債の測定に含めるという ED の提案に賛同することにより、両審議会が以前に却下したものである。収益認識における決定を踏まえて、スタッフは、繰延新契約費の資産計上を認めるオプションを、両審議会に示した複数のオプションの中の1つとして、改めて紹介した。

IASB 理事は、「ビルディング・ブロック・アプローチ」に整合し、ポートフォリオ単位で契約獲得活動に直接関連する費用に基づく新契約費の単一の定義を使用する ED の原則を維持することに賛同した（出席した 10 名の理事のうち 9 名の賛成）。

一方、FASB 理事は、スタッフの提案に反対し、新しい保険契約の基準を収益認識プロジェクトと整合させるよい機会であると述べた。彼らが繰り返し述べているように、彼らはこのアプローチを独立のモデルと見ており、それは収益認識の会計モデルにより近いものであるべきであると考えている。

FASB は、新契約費を資産として表示することは、新しい収益認識の基準が適用されることになる他の産業との比較可能性を向上させると主張した。両審議会の議長は、コンバージェンスを模索するべく、スタッフに対して、この論点を近いうちに改めて取り上げるように指示した。

保険料配分パターンと不利な契約のテスト

スタッフは、「時の経過を基礎とする」と「キャッシュ・フローの時期が時の経過ベースと大きく異なる場合にはキャッシュ・フローの時期を基礎とする」のいずれかで、未経過保険料を収益に解放するという ED の提案を再確認した。両審議会はこの提案に同意した。最終基準書では、カバー期間にわたる時の経過に基づき負債を収益に解放することが要求されることになる。ただし、保険金等の発生時期までも測定に利用する他の基準の結果と

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

比べても大きく異なることが条件となる。

この論点の最後のセッションは、有効な短期保険契約のポートフォリオが不利となっているかどうかを判定するための規準を設定することを目的として行われた。

スタッフが初めの2つのビルディング・ブロックのみ（予想キャッシュ・フローと割引率）に基づく不利な契約のテストを提案したことで、リスク調整の役割という根本的な論点に戻ってしまった。多くのISAB理事は、両審議会の意図に反して、このテスト方法は修正アプローチを、主たるモデルである「ビルディング・ブロック・アプローチ」と同じように複雑なものにしてしまうと強く主張した。彼らは、簡略化されたアプローチが簡便法を意味するのであれば、負債のテストは、そのもの自体がたびたび契約が不利となる状況を作り出す原因となる不確実性を捕捉する要素を取り除くのではなく、完全な「ビルディング・ブロック・アプローチ」による計算結果に対して実施されるべきであると主張した。また、不利な契約のテストは割り引かれた金額を使用するのに対して、未経過保険料負債が割り引かれずに算定されるという別の懸念も示された。

結果として、両審議会は、不利な契約のテスト（今後の会議で定義される予定）は、有効な短期契約に係る保険負債が十分に計上されていないことを示唆する特定の指標が存在すると保険者が判断した場合に実施されるべきであることに同意し、いくつかの共通の土台を見つけた。これらの指標は「質的要因」と表現され、ロスレシオの悪化、保険事故の規模と頻度の増大が含まれる。

ポートフォリオの定義についての更なる作業は持ち越しとなったことを受けて、どのレベルで不利な契約のテストを実施すべきかについてはスタッフは提案しなかった。この論点は今後の会議で検討される予定である。

また、修正アプローチを要求するか（強制規定）、会計方針の選択とするか（任意規定）についての決定も、今後の会議に持ち越しとなった。

2011年5月16日開催IWG会議の反応

デュアルモデル・アプローチに賛成し、IWGメンバーの一人が、短期契約について別個のモデルを理論的に開発することは、リスク・マージンを含まない割引前の支払備金を計上することであるという確たる見解を示していることを我々は認識している。彼は更に、短期契約から生じる支払備金を割引くことについてのアウトリーチ活動に対する一般的な反応が、十分な支払備金を計上し、毎期一貫してそのような備金を測定することについての短期保険者の能力を分析することが難しいため、そのような債務の割引は保険業界への投

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

資家にとって財務報告を複雑なものにするということであることに気づいている。

他の IWG メンバーは、短期保険のプライシングに割引を考慮することは高金利の環境下ではより一般的であるが、損害保険は将来の投資利益を反映させるような収益尺度ではなく、保険引受利益にもとづく収益尺度により契約管理・価格設定がなされているということに同意している。

保険監督者国際機構 (IAIS) からのオブザーバーは、一部の国では現在の経済環境とそれに伴う高金利の存在により、割引が財務報告にとって重要な要素となるため、単一モデルアプローチにしる 2 モデルアプローチにしる、支払備金に対して貨幣の時間価値を考慮することは最終基準書に維持されなければならないと述べた。

デロイトの見解

デロイトは、短期契約の保険事故発生前債務に係る「修正会計アプローチ」は、ビルディング・ブロックによる測定の実務的な概算値であるので、要求事項とするより許容事項とすべきである、と提案した。これにより、この種の契約を販売する保険者に対する投資家によって広く受け入れられている包括利益計算書の項目に沿ってこれらの契約を表示することが許容される。

コメントレターで、我々は、短期契約について US.GAAP で現在使用されている「未経過保険料アプローチ」に類似した会計アプローチを審議会が採用することを提案した。「ビルディング・ブロック・アプローチ」を使用するポートフォリオの測定値が各報告期間末において未経過保険料負債を超える場合には、ビルディング・ブロック・モデルに基づく不利な契約に対する引当が認識される。

我々が提案した短期契約の会計モデルは以下の要素も含んでいる。

- 保険料がカバー期間にわたって収益に計上されることに伴ってカバー期間中に生じたロスについて負債に認識される。このロスには、報告されたロス、IBNR ロス、請求処理・決済費用が含まれる。この負債は、確率加重されたキャッシュ・フローの現在価値およびキャッシュ・フローの最終的な金額および時期の不確実性に対応するリスク調整を含む「ビルディング・ブロック・アプローチ」の原則を使用して認識される。
- 残余マージン負債は、保険料が収益に計上され、支払備金が発生したロスおよび処理費用に対して認識されるにつれて、測定され計上される。
- 残余マージンの一部は、カバー期間に帰属するものであり、そのような部分は、収益認識される保険料の一部である。残余マージンの残りの部分は、我々が質問 6 への回答として示した再較正モデルと整合的に会計処理される。この回答で議論しているよ

うに、残余マージンの解放期間には保険金決済期間を含むべきであると我々は考えている。カバー期間だけで全体の残余マージンを認識することは、カバー期間終了後もキャッシュ・フローの不確実性にさらされ続けることと不整合であると考えられる。

有配当契約の会計上のミスマッチの取り扱いに関する意見の相違

(Divergence on how to deal with the accounting mismatch for participating contracts) (5月11日)

EDは、現行のIFRSおよびU.S.GAAPの下で有配当契約に生じる会計上のミスマッチを軽減するために、資産測定について例外を設けることを提案している。EDは該当する資産について、関連する保険負債に適用される測定アプローチに従うことを許容している。会計上のミスマッチに取り組むスタッフの新たな提案は、保険負債の測定を関連する資産の測定に関連付けるというものである。スタッフは、この提案により会計上のミスマッチは効果的に減少するとし、両審議会最初の原理 (first axiom) により沿ったものであると主張している。

スタッフはまた、保険者がユニット・リンク保険契約にリンクするファンドの中に、自己株式および自らが所有する有形固定資産を含めて保有している場合、これらの資産を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識することを認めるEDの2つの資産の扱いは、維持されることを明確にしている。

両審議会への提案事項の詳細は以下のとおりである。

- 契約者配当から生じると期待されるキャッシュ・フローは、保険契約者が参加している契約者配当の基礎となる資産の測定と同じベースに基づいて、保険負債の測定値に含めなければならない。
- 有配当契約の測定は、最低保証から生じる保険者と保険契約者のリスクシェアリングの非対称性を反映しなければならない。
- 包括利益計算書に表示される保険契約負債の変動額は、有配当負債が依拠する資産項目の変動額の表示と整合的でなければならない。
- ユニット・リンク契約 (UL) と裁量性のある有配当性契約 (DPF) には同じ測定アプローチを適用しなければならない。

スタッフは、ULとDPFの主な相違点は、保険者と保険契約者のリスクシェアリングの非対称性という特質に関連するものであると述べている。UL契約は、すべての投資パフォー

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

マンスを、トータル・リターン・スワップのアプローチと同様の手法を使用して、保険契約者に直接受け渡す。DPF 契約は、多くの場合最低保証を内包しており、ファンドの収益の一部の割合のみを共有するが、その方法は、保険契約者が参加している資産の公正価値会計に必ずしも沿うものではない。

スタッフは、ED が提案する資産ベースの規定により UL の会計上のミスマッチが解消されているが、同じ方法が DPF 契約にも適用できるとした。またコメントの回答者は、今回の改定の結果として他の IFRS の修正により、資産に裏付けられた UL 契約負債を超えて拡大して適用できないかどうかについて質問している。しかしながらスタッフは、例えば繰延税金資産および負債は公正価値測定できないように、このオプションの拡大適用に付随する追加的な論点を認識している。従って、会計上のミスマッチを軽減するより良い方法として、裏付け資産と同じ属性を使用して保険負債を測定すると結論付けた。すなわち、当該資産が取得原価で評価されるか、または認識されない場合（例えば自己株式）を想定すれば、この資産に関連する保険負債の測定は同様の方法で測定されなければならない。

FASB の理事は保険負債のビルディング・ブロックによる現行の測定方法を放棄することに不快感を示した。彼らは、ビルディング・ブロックによる契約の測定方法は裏付け資産が異なる基準で測定される場合やそもそも認識されない場合に会計上のミスマッチが生じることを認めているが、彼らは、資産の会計処理を修正する次のステップで、ミスマッチに対応することを選好した。結果として、FASB はスタッフの新しい提案を棄却した。

IASB は一方で、有配当負債を裏付け資産と同じベースで測定するというスタッフの提案を概ね支持した。これにより、望ましくない会計上のミスマッチが解消されるが、経済的ミスマッチに関連するボラティリティーの残存部分の相当部分が財務諸表に残されることになる。IASB 理事の一部は、公正価値以外で測定される資産を使って有配当負債を測定する場合の開示規準を導入するように要請した。

FASB が全員一致でスタッフの提案を棄却する一方で、IASB の理事の大部分がスタッフの提案に賛成することで（賛成 9 名、反対 4 名、棄権 1 名、1 名欠席）、この重要な論点での意見の不一致は公式となった。

2011 年 5 月 16 日開催 IWG 会議の反応

IWG 会議の参加者は、資産と負債の関連性を認識するという事実を概ね支持した。しかし同時に IWG 会議の参加者は、この直近の提案については慎重であり、今後の更なる分析、文言の改善、例示からより多くの便益を得ることを提案していることを我々は認識している。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

IWG 会議の参加者の何人かは、スタッフの提案は、米国の有配当契約によく見られる契約上の構造を無視するような、非明示の契約の雛形を前提としているように思われるとコメントしている。

その他の IWG 会議の出席者は、フェーズ I のシャドウ・アカウンティングはより良い会計上の解決方法のようだと述べている。これらの出席者は、会計上のミスマッチを避けるために負債を原価で測定することに反対しており、市場変数の変化に関連する、資産および負債の両方の変動額の双方をその他の包括利益 (OCI) に表示するという「現在－現在」アプローチを選好するという見解を示している。

デロイトの見解

ED へのコメントの中で、デロイトは、保険者の ALM 戦略をより忠実に反映する現在履行価値を測定するような代替的な測定方法を、財務諸表作成者、投資家、アナリストおよび数理関係者と協働して検討するべきであると審議会に提案してきた。しかしながら、有配当契約の会計上のミスマッチに対応した新しいアプローチは、「現在」という測定目的からは遠ざかってしまった。

我々は、残余マージンの再較正や参照資産ポートフォリオをベースとする割引率の使用に関する決定事項を歓迎するが、また、審議会が提案した IFRS 第 9 号のヘッジ会計の修正案では、保険者の ALM を反映することができるようなマクロヘッジ会計アプローチの開発を審議会は検討すべきであると提案している。

IASB は保険負債を裏付ける資産の会計処理を変更しないことを確認した

(The IASB confirms that they will not amend the accounting for financial assets backing insurance liabilities) (5 月 12 日)

5 月 11 日に、有配当契約に関して残念ながら FASB と意見が不一致となった後、IASB は FASB が出席しないまま新たな IFRS の作業を継続した。なぜなら、IFRS 第 9 号に規定されている金融商品資産の会計処理の IASB のポジションに関連する現時点の IFRS の会計上の規定に固有の問題に取り組むことが当初より予定されていたためである。

再審議が進むに従い定期的に行ってきた IFRS 第 9 号の修正に関する議決のためのセッションが進み、スタッフは完全に保険負債の会計に基づいたその他の包括利益 (OCI) による解決方法を提案した。これらの提案に付随した相当量の革新的な工夫を考えた上で、スタッフ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

は議決を求めることなしにセッションを構築した。

スタッフの提案は、「ポートフォリオ内の保険契約の当初認識時点の割引率」と「現在の意思決定に基づき測定した現在の割引率」の差異を基礎として計算された OCI の要素として個々のポートフォリオを会計処理する指定をすることを認めることを基礎としている。保険者は、この処理が会計上のミスマッチを取り除くか相当程度軽減する場合にのみ、この指定を行うことが認められる。

我々が気が付いた IASB の理事達の反応は、特に、前日における有配当契約が扱ってたつべ-ースを承認したことと割引率の決定に際してトップダウン・アプローチを使用することとしたことを考え合わせると、一部の理事達にとってはこの提案は「行き過ぎ」であると受け止められており、特に前向きなものではない。

我々は更に、この提案は実在の経済的ミスマッチ（例えば、組込オプションおよび保証の割引率の影響に関連する負債の変動額）を隠蔽する可能性がある、またはミスマッチの原因を特定するのではなく単に純粋な会計上のミスマッチを OCI へ移してしまうだけに止まるという懸念に留意している。最終的に、IASB の理事の一部は、保険者がボラティリティーを OCI へ移すことが認められるのであれば、他の産業も同様に扱われるべきであり、他の会計基準書もこれを認めるように修正されるべきであると述べている。

我々は、また、この解決法を退職給付会計と比較する前向きなコメントや、会計基準は会計事象の変動と OCI の使用について整合的なアプローチを目指すべきであるとのコメントを認識している。スタッフの提案を支持する者は、資産評価のルールを変更するよりも損益計算書（income statement）でボラティリティーに対応することを選好していた。

全体として、スタッフの提案に対して大きな支持は得られなかったようである。

2011年5月16日開催 IWG 会議の反応

IWG の一般的な見解は、IASB の作業は正しい方向に向かってはいるものの、提案は会計上のミスマッチに完全に対応していないというものであった。我々は、多くの IWG 参加者が財政状態計算書の両側で OCI を使うこと、および「現在-現在」アプローチの使用を認めることを選好していることに注目している。一部の出席者は、OCI を片側だけで使う解決法は、保険者の資本を誤解させるリスクがあるとコメントしている。

IWG 参加者の一人は、利益（earnings）を経営活動（operation）と市場における変動から区別することは、財務諸表の利用者には有用かもしれないとコメントしている。更に、デ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ュレーション・ミスマッチは、感応度分析および開示を通じてのみ見ることができることから、その開示を行うべきであるとコメントしている。

出席者の一部は、ALMの実務を考えると、上述の指定は、ポートフォリオレベルよりもより高いレベルで行われるかもしれないとコメントしている。

保険契約負債の裏付けとなる資産

審議再開の開始時点において決められたとおり、スタッフはIFRS第9号の修正に関する論点について再度議論のテーブルにのせ、保険契約負債を裏付ける金融資産から生じる利得および損失を純損益ではなくOCIに表示することとした（IFRS第4号の一般的な規定を変更する、保険契約の会計基準において保険契約負債の裏付け資産に要求される異なった規定として特定する、のいずれか）。IASBは、2月に、保険契約プロジェクトの再審議のステップの一部として、IFRS第9号を修正することはしないと合意している。スタッフは、その会議において、この前提を変更する理由はなく、したがってIFRS第9号を変更すべきではないことを再確認している。

IASBの理事全員がスタッフの提案を支持する旨を表明し、一部の理事は、利得の実現を通じた利益操作は避けるべきであり、売却可能区分が再導入されなければ効果的にこれを達成することができるとコメントしている。その他の理事は、前述の負債割引率の会計処理に関してOCIを使うという提案が否決されるのであれば、資産と負債の評価額の間に存在するミスマッチは依然として残ることになり、それに対処するためには保険契約を裏付ける資産の測定ルールを何らかの形で見直す必要があるとコメントしている。しかしながら、IASBの理事は誰も、保険契約を裏付ける資産に関して、IFRS第9号を修正することに賛成しなかった。

収益認識と共通のベースに基づいたアンバンドリング制度に合意

(Agreement on an unbundling regime founded on a common basis with Revenue Recognition) (5月4日)

アンバンドリングについて相当の準備と教育セッションを行った後、スタッフは収益認識プロジェクトにおいて個別の履行義務を識別するために利用された原則に基づく提案を行った。両審議会は、規準について幾つかの改善が必要であることを認めたものの、この提案は有望であるということで意見が一致した。

スタッフは、アンバンドリングの目的は、「ビルディング・ブロック・アプローチ」よりも

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

他の会計基準書の規定の方がより有用な情報を提供できる場合に、保険契約に内包される非保険要素を測定することであると繰り返し述べた。非保険要素は、保険事象の発生とは無関係に履行される義務に関連するものと定義されている。

財およびサービスのアンバンドリング

スタッフは、実現可能性がありそうな 3 つのアプローチを提案した。提案されたアプローチの一つは、収益認識プロジェクトにおける個別の履行義務を識別するための原則に従って、財およびサービスを保険契約からアンバンドルすることを要請している。区分処理された場合、これらの財およびサービスは、適用対象となる IFRS および U.S.GAAP の関連する規定に従って測定されることになる。

その他の代替案は以下のとおりである。

- 非保険サービスおよび財が、商業実態がないという理由で保険カバーを含んだ契約に結合されている場合に限り、アンバンドリングすることを要請する（これはデロイトが昨年コメントレターの中で提案したものである）。
- （前述の商業実態がないという理由で結合されている非保険の構成要素に加えて）その他の非保険サービスおよび財のアンバンドリングを要請する。

FASB 理事は、「財およびサービスの移転パターンが、その他契約で約束された財およびサービスの移転パターンと異なる場合」にのみアンバンドルを制限することを除いて、スタッフの提案に概ね賛成した。FASB は、収益認識プロジェクトに由来するこの文言を保険負債の測定にうまく使用することはできないとしている。彼らは、財およびサービスの構成要素が明らかに保険カバーと無関係であるが、その移転パターンが同じである場合に、アンバンドルが阻まれることになることを主張している。そのため、FASB の大多数は、アンバンドリングを会計上の利益が異なるような状況に限定するという規準を廃棄するか、大幅に見直すことを前提として、スタッフの提案を支持するとしている。言い換えれば、FASB 理事は、利益が実質的に同じであっても、表示目的のみのためのアンバンドリングは、財務諸表をより充実させることになると感じている。

IASB は何の抵抗もなく、スタッフの提案を概ね支持した。一部の理事は、適用指針がなければこの原則を解釈することが難しいかもしれないとし、また、例が提供される場合には、そのような例の位置づけをより明確にすべきであると主張している。IASB 理事のほとんどは、保険の会計基準書は収益認識の区分原則とできる限り整合させるべきであり、したがって「移転パターン」規準を維持する場合にも取り除く場合にも、両方の会計基準書でなされるべきであるとの見解を有している。

議決において、IASBの大多数はスタッフの提案にそのまま賛成した。IASBは、挙げられた多様な懸念事項をアジェンダ・ペーパーに反映し、この論点を5月16日に予定されているIWGで示すようスタッフに要請した。

投資要素のアンバンドリング

スタッフは、「投資要素」のアンバンドリングの論点の討議に先立って、財およびサービスの履行義務のアンバンドリングを取り扱うことを予定していた。この投資要素は、保険事象の偶発性に影響を受けることなく保険契約者に現金を支払う義務をいう。しかしながら、スタッフは、EDですでに提案されている「明示的な勘定残高」の定義を改善して、アンバンドルすべき「投資要素」をより狭める提案を行った。

スタッフの提案は、保険契約に内包される「明示的な勘定残高」で、特定の規準を満たすものはアンバンドルすべきというものである。この特定の規準は、収益認識プロジェクトにおいて個別の履行義務を識別するために開発された規準を受け入れたものである。勘定残高が修正された定義および特定の規準を満たす場合、投資要素はIFRSおよびU.S.GAAPの金融商品に関連する規定に従って会計処理されるべきである。

修正された定義は以下のとおりである：

「保険者は以下の場合に明示的な勘定残高を区分経理しなければならない：

- 勘定残高から生じる財務リスクのエクスポージャーのパターンが、保険契約の保険リスクのエクスポージャーのパターンとは異なること。
- 勘定残高は明確な価値を持っていること。ここで以下のいずれかである場合、勘定残高は明確な価値を持っている。
 - 保険者が、明示的な勘定残高と同じ権利と義務を持つ金融商品を別個に、かつ定期的に発行している（例えば、保険者が、保険リスクを伴わないユニット・リンク/変額契約を発行し、それらの契約の投資収益が保険とバンドルされた契約においても同じレートである場合。
 - 保険契約者が明示的な勘定残高から自分のためだけに便益を享受できる（すなわち、投資収益からの便益）場合。

FASBは、解約返戻金（cash surrender value）が、明示的な勘定残高の規準を満たすかどうか質問した。スタッフは、解約返戻金は契約の不可分な一部であり、非明示的な勘定残高として考えるべきであるから、その規準を満たさないことを明確にした。修正された

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

定義の堅固さには疑念が残ったものの、FASB 理事は「明示的な勘定残高」の定義をより明確にするか書き直すことを条件に、スタッフの提案に概ね合意した。

IASB は簡単な議論を行った後、スタッフの提案に概ね合意し、IWG からのフィードバックを受けられるようにスタッフにペーパーの準備を要請した。スタッフの提案のうち、その他 2 つの要素、すなわち収益認識基準に従ったアンバンドリングの規準、および代替的な測定基準について IASB は簡単に議論を行った。これらは、明示的な勘定残高について金融商品に関する IFRS および U.S.GAAP に基づき処理するというスタッフの提案と共に概ね支持された。

FASB 理事は、作業の重複を避けるために、実務上の観点から明示的な勘定残高のアンバンドリング、財およびサービスのアンバンドリングが効率的に行えるような規準が好ましいと付け加えた。スタッフの提案を支持するという議決を行ったものの、FASB 理事は明示的な勘定残高の測定方法については議決を行わなかった。IASB の理事も IWG 会議にこの論点を持ち込むことに合意した。

2011 年 5 月 16 日開催 IWG 会議の反応

IWG の一般的な見解としては、提案された規準の修正は理にかなっており、アンバンドリングは最小限にすることが最善の結果であるとしている。

ほとんどの IWG 会議の出席者は、組込デリバティブは IAS 第 39 号の規準に従いアンバンドルすべきであることに合意している。しかしながら、(保険契約者が保険カバーを修正しなければならないオプションのような) 組込デリバティブの定義を満たさない組込特約 (embedded riders) のように、まだ議論や検討がなされていないいくつかの重要な論点が残っていると認識している。

デロイトの見解

我々は、類似の契約について異なる企業により整合的な会計処理がなされることを保証するために、審議会が追加の適用指針を提供するか、一般的な契約についてアンバンドリングを適用した場合の例を示すべきであると信じている。更に、ビルディング・ブロックで測定されない構成要素の数を制限するために、我々は、保険カバーと相互関連性のない構成要素であり、かつ商業実態がないという理由で結合されている構成要素についてのみ、アンバンドルすべきであると信じている。当該勘定残高を保険負債に含めて扱うことで、仮に IFRS 第 9 号により区分処理した場合とほぼ同等の測定が達成されるであろう。

組込デリバティブのアンバンドル規準に関して、主たる保険契約と組込デリバティブの間

に密接な関連性があるかどうかを評価するために手間をかけることについて、我々はほとんど利点を見出していない。組込デリバティブについては、そのキャッシュ・フローが独立した組込デリバティブの市場価格と実質的に平仄が合っていることを確認するためにその市場価格を使用するという明確な規準が存在していることから、EDのもとで組込デリバティブを保険契約の不可分の構成要素として会計処理することと比べて、結果として区分処理（bifurcation）しても追加の便益は小さい。

購入した再保険から生じた利得の“U-ターン”

（“U-turn” on gains from purchased reinsurance）（5月31日）

FASB および IASB は、当初5月11日に議論することを予定していた再保険の項目について、2時間半以上の会合を開き、議論を行った。スタッフは、アジェンダ・ペーパーで8項目の提案を行い、そのほとんどが両審議会に合意された。スタッフの提案は、再保険については更に詳細な説明が必要だとするコメント回答者からのフィードバックを考慮して開発されたものである。

重要なリスク移転の定義

スタッフの1番目の提案は、重要なリスク移転テストについて新たな適用指針を追加するというものであった。この適用指針では、「元受保険契約のうち再保険の対象となる部分について、実質的にすべての保険リスクが再保険者によって引き受けられている場合」に、再保険契約の定義を満たすとしている。

IASB および FASB の両審議会の理事は「実質的にすべて」という表現について快く思っておらず、新しい適用指針の背後にある原則には暫定的に合意したものの、スタッフに文言を改善するように要請した。一部の理事は、アジェンダ・ペーパーの第35項にあるように、「元受保険契約のうち再保険の対象となる各々の部分について、再保険者にとっての経済的便益が出再者のそれとほとんど同一である場合に、再保険者は再保険契約に関する保険リスクを実質的にすべて引き受けているといえる」という同様の表現を使うことを提案した。スタッフは、また、この適用指針は簡便的な便法であり、「実質的にすべて」という条件を充たさないのであれば、再保険者は重要なリスク移転テストを完全に実施しなければならないと説明している。

両審議会は、アジェンダ・ペーパーの第35項の文言に沿うように定義の文言を変更することを条件に、スタッフの提案に暫定的に合意した。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

相互関連性のある契約

スタッフの2番目の提案は、適用指針を次のように明確にするものであった。すなわち、「保険者は保険リスクの重要性を個別契約毎に評価しなければならない。単一の契約当事者に対して同時に締結された複数の契約において、その対象とするリスクが共通である場合や、または他の形で相互関連性のある複数の契約である場合は、単一の契約として考えなければならない」というものである。多くの議論を行うことなく、両審議会はスタッフの提案に暫定的に合意した。

再保険契約の認識

スタッフは、「ある元受保険契約の損失に関する再保険者からの回収可能額が、他の元受保険契約に関する損失および回収可能額と独立している場合、出再者は元受保険認識時に再保険資産を認識し、それ以外の場合には再保険カバー開始時に再保険資産を認識しなければならない」と提案した。両審議会は暫定的に提案された原則に合意したものの、理事の多くがその文言は混乱を招くとして、表現をより明確にするように要請した。スタッフは、この適用指針は、将来発行される契約を含めて保険契約の集合をカバーするような、バラバラの保険期間を有する元受保険契約をまとめてカバーする再保険契約を取り扱うものであることを明確にしている。これらの場合、再保険契約がアグリゲイト・ロス・カバー・ベースであれば、再保険契約の発効日に再保険資産が認識されることになる。再保険資産は、その後再保険契約の対象となる元受保険契約が新たに発行された場合に、当該元受保険契約が当初認識された時点で再測定される。

リスク調整の出再部分

スタッフの提案は、「リスク調整の出再部分は、再保険を利用することにより取り除かれるリスクを示す」というものである。スタッフの見解では、リスク調整の出再部分については、保険者がグロスとネットのいずれかで計算しても同じ結果に到達するはずであり、その計算方法について特定の手法を求めるような提案は行っていない。IASBは暫定的に提案に合意した。FASBは「複合マージン・アプローチ」を選好しているため、議論を行わなかった。

利得および損失の取扱い

スタッフはED/DPのアプローチからの大幅な変更を提案した。すなわち、購入した再保険契約から生じた利得を当初認識時点（on day one）においては認識しないことを提案した。FASBは全員一致でこの提案を支持し、IASBは15名中4名の少数派が反対票を投じた。

このアプローチの基礎となったのは、出再者は出再したことによって元受保険の履行義務から解放されたわけではないこと（すなわち、再保険は、保険負債の認識の中止とはなり

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

得ない)、および出再者は後日この再保険契約を解約するか変更することができることにある。こうした理由によって、上述の「ビルディング・ブロック・アプローチ」を使用した再保険資産の測定値は、その計算から生じる正の差異の分だけ減額されることになる。言い換えれば、再保険資産の当初認識額は、再保険契約を購入するにあたり再保険者に支払った一括前払保険料（**upfront premium**）よりも大きくなることはない。両審議会はこの**ED/DP** からの変更を承認し、最終基準書に含めるように要請した。出再者が購入した再保険契約から生じる利得の認識を認めないもう一つの理由としては、出再者が再保険の対象とした元受保険契約の最終的（**ultimate**）義務を測定する際に存在する主観性がある。

スタッフはまた再保険プロテクション購入時に損失が生じた場合（すなわち、ビルディング・ブロック計算により、リスク調整を含む確率加重平均の現在価値の純額がマイナスである場合）の処理について、**ED/DP** を変更することを提案した。スタッフは、再保険契約が保険事故発生前債務をカバーしている場合には、損失を直ちに純損益に取り込むのではなく、代わりに再保険資産の構成要素としてカバー期間にわたって償却すること提案している。しかしながら、この会計処理は、ビルディング・ブロックの純額がマイナスとなるような保険事故発生後債務（例えば遡及再保険）については認められず、この場合の損失は直ちに純損益で認識することになる。

FASB 理事は使われている文言が不明確であり、過度に複雑であるとしていたが、概ねスタッフの提案に合意した。**IASB** では 15 名のうち 7 名という少数派というには多数の理事が、カバー期間にわたって損失を繰り延べることに反対票を投じ、保険事故発生前債務をカバーするために購入した再保険についても、損失を直ちに純損益に認識することを選好する旨を表明している。

元受保険契約の残余/複合マージンの出再

スタッフは、再保険契約の当初認識時点において、出再者は再保険契約の履行キャッシュ・フローの割引現在価値を、出再対象となる元受保険契約の履行キャッシュ・フローの割引現在価値と同様の方法を使用して見積もるが、この場合出再保険料は考慮するが、元受保険契約の残余/複合マージンは関係させないことを提案している。**IASB** の一人の理事は反対したが、両審議会の理事は多くの議論を行うことなく、スタッフのこの提案に暫定的に合意した。

出再保険手数料

スタッフは、再保険契約から生じる出再手数料および経費手当（**expense allowance**）を、出再者が期待キャッシュ・フローに直接費を含めた額を限度として、負債の期待キャッシュ・フローの判定に含めなければならない。超過分は出再保険料を減額させなければならない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ないと提案している。上記の提案については、測定に関する問題なのか表示の問題なのかについて明らかでなく、理事の間に混乱を生じさせた。スタッフは、この提案が表示に関連するものであることを明確にし、両審議会は将来表示について幅広く議論を行う際にこの論点を持ち込むようにスタッフへ要請した。

再保険者の信用リスク

両審議会はスタッフの提案に合意し、以下の暫定的決定を承認した。

- a. 「現在の情報や事象において、出再者が再保険契約の契約条項に基づく未収金額の全額を回収することができないことを示唆している場合には、履行キャッシュ・フローの現在価値を見積もる際に、再保険者の不履行リスクについて引当をしなければならない。
- b. 再保険者の不履行リスクの決定にあたっては、担保を含むすべての事実と状況を考慮する。
- c. 現在の情報や事象において、出再者が再保険契約の契約条項に基づく未収金額の全額を回収することができないことを示唆している場合には、回収可能額の測定において、争議による損失を反映する。

デロイトの見解

我々は、再保険取引から生じる会計上の利得を認識することは、出再者と再保険者とではリスク分散の経済性が異なるという文脈においては認めてもいいと考えている。ただし、経営者が会計上の利得を認識する根拠を開示することを要請することは、投資家にとっては特に有用であろう。

保険ワーキンググループ会議（Insurance Working Group）（5月16日）

IWG 会議は2011年5月16日に開催された。両審議会のほとんどの理事やスタッフと同様に、次期IASB議長のHans Hoogervorst氏はほとんどの会議に出席した。既述の様々な論点に加えて、各項目の議論の後、我々は、IWGで議論された2つの追加的な項目について、ここで触れる価値があると信じている。

IFRSおよびUSGAAPのタイムテーブルの同期を提案

IWGの出席者の数人は、IASBとFASBがタイムテーブルを同期させ、それぞれの最終の保険会計基準を同時に発行するよう嘆願した。米国の投資家は、EDがまだないことから、このプロジェクトに本腰で取り組んでいるわけではないことも述べられた。欧州の企業は

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

資本調達を米国の投資家に依存しており、最終基準書の発行前に、米国の投資家コミュニティからインプットを受けることは、IFRS のデュー・プロセスにとって不可欠である。この件について話を述べた IWG の参加者のほとんどは、保険契約の会計基準の品質を確保することは重要であり、両審議会がより良い結果をもたらすことになるのであれば、2〜3年の遅れをその合理的な対価として正当化できるものだと述べている。

IASB 議長は、このプロジェクトには既に 14 年間で費やしており、彼の経験によれば、FASB が新しい保険会計の基準書の開発を完了するには 6 ヶ月以上かかり、2〜3 年かかる可能性が高いとし、IASB は自らの計画をそのような期間に適応させることはできないとして、明確に反対意見を表明した。彼はまた、両審議会のコンバージェンスに向けた努力は変わるものではなく、双方の 2 つの最終基準書が大きく異なる可能性は、コンバージェンスが強調される限り、非常に小さいと述べている。

割引率のトップダウン・アプローチの棚卸

スタッフは、アジェンダ・ペーパーで、現在までの割引率に関する暫定的決定事項、およびこれらの決定をどのように実行するのかについて報告した。

IWG の出席者の多くは、信用スプレッドのボラティリティーが、新しい会計基準書における保険者の利益に含まれる会計上のボラティリティーの主たる源泉であることに懸念を抱いていたが、我々は、出席者の数人は、トップダウンによる割引率は高いレベルの整合性をもって適用され、会計上の利益のボラティリティーに有益な影響をもたらすと主張していることに留意している。

次のステップ (Next steps)

両審議会は 6 月 13 日の週に再会し、4 時間以上の時間を費やして保険会計について議論した。議論された項目は、包括利益計算書、残余マージンのアンロックおよび新契約費である。

IASB 議長に選任された Hans Hoogervorst 氏は、IWG の会議を含めた保険の議論のいくつかに出席してきており、公式には 2011 年 7 月 1 日に IASB 議長に就任する予定である。同時に、David Tweedie 卿、山田辰己氏および Warren McGregor 氏は任期の満了に伴い、再任が認められないことから IASB を退任する予定である。しかしながら、最近 IASB に着任した理事の一部は保険業界に十分な経験を有しており、保険プロジェクトのスムーズな完了を確実にするための助けとなるはずである。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte をご覧ください。

© 2011 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。